

## 公民館講座に係る賠償金の支払いについて

### 1 概要

昨年12月25日、本市における複数の公民館事業において、登録商標「ボクササイズ」を使用してきたことについて、商標権侵害に該当するとの通告が商標権所有者の代理人弁護士を通じてあり、その後、過去の商標使用についての一定額の賠償を求めてきたもの。

#### <相手方>

東京都渋谷区桜丘町3番4号 渋谷黒川ビル2-2A  
渋谷三迫ボクシングジム 三迫正廣

#### <商標権侵害の状況>

平成18年度から平成27年度までの間、市内公民館において、「ボクササイズ」(ボクシング式有酸素運動)の名称を付した講座を、この名称が登録商標であることを認識せずに開催していた。その周知については、広報、市ホームページ、ポスター掲示、チラシ配布等により行っていた。市公民館事業によるものなので、講座受講に対する受講料の徴収はなく、一般市民を対象とした生涯学習事業として実施したものである。

### 2 損害賠償額(和解額) 200,000円

この事案については、地方自治法第180条第1項及び第2項の規定に基づき市長の専決処分により賠償額を決定し、6月市議会において報告を行った。

### 3 本事案に対する市の対応について

- ①昨年12月の通告を受け、直ちに「ボクササイズ」の用語を使用しないよう、全公民館に通知した。
- ②また、同用語を使用したポスター・チラシ等の掲示や配布を取りやめ、市ホームページ等のwebサイトから同用語を削除した。
- ③同用語に限らず、事業等の名称等について商標登録がされていないか、特許庁のホームページで確認する旨、全庁的に周知した。
- ④ボクササイズとして実施していた事業については、直ちに名称を変更するとともに、平成28年度については、長期に渡って同様の事業を行ってきたことをふまえ、当該講師と協議を行い、事業の中止についてご理解をいただいた。

## 参 考

地方自治法 抜粋

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分することができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

専決事項の指定について

本市議会は、地方自治法第180条第1項の規定により、次の事項については、市長において専決処分することができるものとして指定する。

(専決事項)

1 法律上、市の義務に属する損害賠償の額について1件50万円以内のもの。ただし、交通事故については、自動車損害賠償保障法に定める保険金最高限度額以内において損害賠償の額を定めること。

以 上